

市会議第1号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年5月18日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか15名
(各派世話人)

京都市会委員会条例の一部を改正する条例
京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号及び第2号中「14人」を「13人」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

経済総務委員会及びくらし環境委員会の委員の定数を改める必要があるので提案する。